# ID:　211

## 担当部署:　建設課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 許可の取消し等 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 藤崎町法定外公共物管理条例　第11条 | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第142号 | | | |
| 【根拠条文】  (許可の取消し等監督処分)  第11条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例に基づく許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築若しくは除去させ、若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。  (1)　この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反した者  (2)　偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けた者  2　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例に基づく許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。  (1)　他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。  (2)　国又は地方公共団体等が法定外公共物に関する工事を施行し又は使用する必要が生じたとき。  (3)　公益上やむを得ない必要が生じたとき。  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |